

令和元年度 第7回香取市農業委員会総会議事録

令和元年10月7日

10月7日(月)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子		
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森	孝	12番	高	松	多	可	史
13番	鶴	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林	藤	江	16番	高	木	甚	一	
17番	大	堀	潔	18番	栗	林	利	男	
19番	伊	藤	寛						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	高	橋	重	正	
農地班長	櫻	井	廣	子	主	査	滑	川	典	文
主	査	高	橋	亮	太	郎				

開会 午後 2時51分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日出席委員は、19名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和元年度第7回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、8番 片野壽夫委員、10番 富澤克彦委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第7 報告第2号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和元年10月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは1ページから7ページで、整理番号は1番から10番までです。

整理番号1番および2番は、破産のため譲渡人が負債整理を行わなければならないことから、譲受人との協議によって、売買が整い所有権移転をするものです。

整理番号3番は、譲渡人の所有地の中で本申請地のみが離れた場所であるため、申請地近くにある譲受人と売買による所有権移転をするものです。

整理番号4番は、親子間で使用貸借権の再設定をするものです。

整理番号5番は、譲渡人が農業経営規模縮小のため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号6番は、譲渡人が本申請地の管理ができないため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号7番は、親子間で贈与による所有権移転をするものです。

整理番号8番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号9番は、遺言公正証書に基づき、譲渡人である遺言執行者が譲受人に遺贈による所有権移転をするものです。

整理番号10番は、賃借をしていた本申請地を農業経営の安定化のため、売買による所有権移転をするものです。

以上、10件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 去る9月27日金曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第1班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は10件であり、写真、書類による審査を行いました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権

利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番および2番については、譲受人は新里が所在地であります、申請地に〇〇・〇〇が含まれるため、寺島委員と連絡をとり合同調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号1番および2番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

整理番号1番の〇〇の申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇の交差点を〇〇〇方面への上り坂を〇〇mほど行った所を右折し、やはり〇〇mほど行った所です。

整理番号2番の〇〇・〇〇の申請地は、〇〇〇〇〇から〇〇〇・〇〇方面に〇kmほど行った所の交差点を左折し、〇〇m位の所です。

〇〇については、〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇に向かって〇〇地区入口を〇〇m位入った土取り場の跡の所です。

この申請は、農地所有適格法人である譲受人は、〇〇〇〇などの〇〇〇〇の規模拡大のため、また譲渡人は負債整理を行わなければならないことから、協議により売買が整ったものです。

法人の組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号3番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人の所有地の中で、本申請地のみが離れた場所にあり耕作不便なため、申請地近くに農地を所有する譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われず。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号4番について、本宮推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号5番について、譲受人は〇〇在住であります申請地が〇〇であるため、高松委員と連絡をとり合同調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の縮小のため、順次農地を処分していきたい意向のため、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、13番 鵜澤幹司委員。

13番鵜澤委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は申請農地の管理ができないため、〇・〇〇などの栽培経験があり親戚でもある譲受人に売却しようとするものであります。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番について、16番 高木甚一委員。

16番高木委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、母親が高齢のため後継者である子に贈与により、所有権移転を受けるものであります。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号8番、9番の2件について、17番 大堀 潔委員。

17番大堀委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり各譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、平成29年12月に亡くなった譲渡人の遺言公正証書に基づき、遺言執行の指定を受けた遺言執行者が譲受人に申請地の遺贈を執行するものであります。

なお、譲受人は遺言執行者であり、譲渡人の同居の親族でもあります。

したがって、今後も適正な農地の維持管理が続けられると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号10番については、私の案件であります但議事進行上、事務局より意見の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が古くから賃借をしてきた農地および農業用施設用地について取得し、経営の安定化を図りたいとのことから、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

賃借人への売却であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われ

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

栗林委員。

18番栗林委員 教えて欲しいんですが、整理番号9番の遺言執行者〇〇さん、それを受ける人も同じ人ですが、どういう意味か教えてください。

事務局農地班長 「遺贈」についての参考資料はお配りしていますが、亡くなった方が、公正証書にて遺言した際、執行者を定めることができます。その執行者が、公正証書に基づき、

遺言を執行します。そして、今回は執行人と譲受人が同一であったという事です。一般的には弁護士さんなどが遺言執行者となるケースが多いのかと思いますが、この件は、譲受人となる方が執行者と公正証書に明記されており、それに基づく今回の遺贈となったということでございます。

18番栗林委員 珍しいケースで、しかも同一人なので、ふつう誰かに頼んでとか、裁判所から命令を受ける形かと思ったので、こういう形で遺言執行者を指名して、指名した人が自分で譲り受けたいと言ったら、それで良いという制度なんですかね。

事務局農地班長 遺言執行人と譲渡人が同一の方であるため、我々もこのような形の遺贈について調べました。譲り渡す方と譲受人はそれぞれ兄と妹です。妹さんが家や農地等も面倒をみていたようで、遺贈したいというお考えになったと思います。公正証書で明記された遺言執行人が遺言を執行する事になります。通常の相続であれば法定相続人となりますが、今回は公正証書による遺贈であります。

18番栗林委員 そういう制度なんですね、わかりました。

議 長 その他質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。令和元年10月7提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは8ページから9ページで、整理番号は1番から3番です。

整理番号1番について、転用目的は専用住宅用地です。

申請地の農地区分は、第二種農地です。

整理番号2番について、転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請地の農地区分は、第二種農地です。

整理番号3番について、転用目的は集合住宅用地です。

申請地の農地区分は、第二種農地です。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は3件であります。

整理番号1番、3番について、写真および書類等の審査を行い、さらに整理番号2番の転用目的が太陽光発電施設用地については、現地調査をいたしました。その結果、申請の用途に供することの確実性には問題ないとの意見であり、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇の反対側の〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の隣になります。

この申請は、申請人は現在申請地のすぐ北側に住んでいますが、この住宅を息子夫婦の住まいとするため、新たに専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず整地をします。

排水については、雨水は敷地内にて自然浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発拡散装置にて敷地内で処理します。

また、隣接農地にはコンクリートにて土留めを設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、本申請は転用の確実性があり周辺農地への営農に支障に生じる恐れもなく、特に問題ないと考えます。

以上、調査報告を終わります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和元年10月7提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは10ページから11ページ、整理番号は1番から5番です。

整理番号1番、転用目的は資材置場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第一種農地ですが、不許可例外事由Iであります住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号2番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第二種農地に該当します。

整理番号3番、転用目的は進入路用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第二種農地に該当します。

整理番号4番、転用目的は宅地分譲用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地区内第一種中高層住居専用地域のため第三種農地です。

整理番号5番、転用目的は営農型太陽光発電施設用地、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、農用区域内農地ではありますが、不許可例外事由Cであります農地を農地以外のものにする行為が次のすべてに該当するとき①申請に係る農地を仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められるものであること②農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことに該当します。

以上、5件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

1 5番林委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は5件であります。

整理番号5番の営農型太陽光発電施設用地については、現地確認をし、その他の案件については、写真および書類等で審査いたしました。

書類等で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性について問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件については、調査の結果から他の農地に被害を及ぼす影響もなく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 平川君子委員。

2番平川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

伊東推進委員には電話連絡いたしまして確認をとっております。

場所は、〇〇〇から〇〇〇〇に向かいまして、突き当たるちょっと手前の右側の所です。

この申請は、譲受人は市内に本店のある山砂採取事業などを営む法人ですが、山砂採取により伐採した木材を保管・管理するため、申請地を木材置場とする計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず整地をします。

また、雨水排水は自然浸透処理とし、隣接農地はありません。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、本申請は転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えま

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号4番について、11番 飯森 孝委員。

11番飯森委員 整理番号4番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇より街の方へ〇〇メートル位行くと〇〇があるんですが、その〇〇の手前を右折し〇〇メートル位行った所の左側です。

この申請は、譲受人は市内に本店のある不動産売買事業などを営む法人ですが、都市計画で住居の用途地域内にある申請地を宅地分譲地とする計画をしたものです。

申請地では、埋立て等は行わず整地をします。

用水は上水道を利用し、排水については雨水は市道側溝へ流し、汚水・雑排水は公共下水道に流します。

また、隣接農地はありません。

なお、申請地は土地改良区より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため本申請は転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番については、私の案件であるので、議事進行上事務局より意見の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇の〇〇〇より、〇〇〇〇〇〇〇を〇〇方面へ〇〇メートルほど進み、そこを右折して〇〇メートルほど直進した右側になります。

この申請は、譲受人は〇〇〇〇ですが、これまでとおり営農を継続し、一時的に支柱を建てた地上で太陽光発電施設の設置をすることで、安定収入を確保する計画をしたものです。

また、資金計画も妥当であるため、本申請は転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告となります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。
令和元年10月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和元年度第7次農用地利用集積計画は、整理番号1番から34番です。ページは12ページから31ページです。

所有権移転が1件、989㎡で、すべて田です。

次に、賃借権設定は33件、274,087㎡です。

内訳ですが、新規は26件で230,541㎡、田が229,651㎡、畑が890㎡です。

このうち、中間管理機構分は13件、135,056㎡、田が134,166㎡、畑が890㎡です。

再設定は7件で43,546㎡、すべて田です。

以上34件の第7次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和元年10月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から11番、ページは32ページから43ページです。

賃借権設定が11件、135,056㎡で、田が134,166㎡、畑が890㎡です。

以上、11件の農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号4番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号4番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号4番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く10件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く10件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く10件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議 長 日程第6 報告第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和元年10月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は1件です。

◎日程第7 報告第2号

議 長 日程第7 報告第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和元年10月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は19件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時39分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人